第２号様式（第７条第１項関係）

第　　　　号

所在地

団体名

代表者

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった地域の街歩きツアー開発支援助成金に

ついては、下記により交付する。

　　　　　　年　　月　　日

公益財団法人東京観光財団

理事長　　前田　新造　　印

記

第１　助成金の交付対象となる事業

　　この助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる名称によるものとし、その内容は申請書記載のとおりとする。

助成事業の名称「　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

第２　交付決定額

　　金　　　　　　　　　　円

　　助成事業に要する経費のうち、助成対象となる経費及び助成金の額は、次のとおりとする（内訳は別紙「事業費経費別明細」のとおり）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総事業費 | 助成対象経費 | 助成金の額 |
|  |  |  |

第３　通　則

　　助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、この通知書に定めるもののほか、地域の街歩きツアー開発支援助成金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第４　事情変更による決定の取消し等

　　公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）は、この交付決定後においても、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

２　前項の規定によるこの交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することがある。

　(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

　(2) 助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

３　前項の規定による助成金の額の前項(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準じる。

第５　申請の取下げ

助成事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

第６　助成事業遅延等の報告

助成事業者は、助成事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

第７　助成事業の内容変更等

助成事業者は、助成事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ書面により必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

第８　遂行命令等

理事長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査、助成事業者が提出する報告書等により、助成事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

２　理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業の一時停止を命じることがある。

第９　実績報告

助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から３０日を経過した日又は翌会計年度３月２２日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を、必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

　(1) 助成事業の成果に関する事項

　(2) 助成事業の収支計算に関する事項

　(3) (1)に係る参考資料

第１０　助成金の額の確定

理事長は、第９の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

２　前項の規定により交付すべき助成金の額は、助成対象経費の２分の１以内の額（１千円未満の端数は切り捨て）又はこの交付決定額のいずれか低い額とする。

第１１　是正のための措置

　　理事長は、第１０の規定による審査等の結果、助成事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは助成事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

第１２　助成金の支払

理事長は、第１０の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

２　助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、請求書を理事長に提出しなければならない。

第１３　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により報告しなければならない。

２　前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

第１４　交付決定の取消し

理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

　(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

　(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

　(4) この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

第１５　助成金の返還

理事長は、第４又は第１４の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第１６　助成金の経理等

助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

２　助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、事業内容等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間とする。

第１７　取得財産等の管理及び処分

助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

２　助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

３　助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が５０万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

４　理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

第１８　検査及び事業効果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後５年間において、理事長が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせて場合には、これに応じなければならない。

第１９　違約金及び延滞金の納付

理事長が第１４の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第１５の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　理事長が助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、助成事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

第２０　違約加算金の基礎となる額の計算

第１９第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

第２１　延滞金の基礎となる額の計算

第１９第２項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第２２　非常災害の場合の措置

非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合については、理事長が指示するところによる。